

申請の手引

令和7年度

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金

【申請書類提出先・問合せ窓口】

○京都市環境政策局地球温暖化対策室

・受付時間：平日 9時00分～17時00分

・住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

・電話：075-222-4555

・電子メール：ene@city.kyoto.lg.jp

(※電子メールでの申請は、添付資料の容量を10MB以内としてください)

○一般社団法人京都府建築士事務所協会

・受付時間：平日 9時00分～17時00分

・住所：〒603-8163

京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階

・電話：075-334-5277

・電子メール：eco2050@kyoto-kenchiku.com

目次

1	申請の概要（詳細は3以降を参照ください）	1
	(1) 概要	1
	(2) 注意点	2
2	事業概要	3
3	補助対象の詳細について	5
	(1) 申請を行う方は、以下の要件を満たす必要があります。（要綱第3条）	5
	(2) 設置する設備は、次の①～④の要件を満たす必要があります。（要綱第4条）	6
4	補助金額について	8
5	補助金交付スケジュール	9
	(1) 令和7年度に工事着手し、令和8年2月28日までに工事が完了する場合	9
	(2) 令和7年度に工事着手し、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに工事が完了する場合（新增築建築物の場合で、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までがやむを得ず長期に渡る場合のみ）	9
6	補助金申請の流れ（一般的な例）	10
7	景観手続（※ 必ず工事着手前にご確認ください。）	12
	景観規制等の確認方法	12
8	申請・問い合わせ窓口	14
9	提出書類チェックリスト	16
	(1) 交付申請及び事業開始承認申請	16
	(2) 変更承認申請	17
	(3) 実績報告	18
10	交付申請書及び事業開始承認申請の記入例と注意点	20
11	変更承認申請書の記入例と注意点	24
12	実績報告書の記入例と注意点	28
13	添付書類作成例	31
	(1) 蓄電池のパッケージ型番がS I Iに登録済であることが分かる書類	31
	(2) 予定工程表	32
	(3) 再生可能エネルギー算出表	33
	(4) 太陽電池モジュールの写真	34
	（参考） 納品書例（太陽光パネル、パワコン、蓄電池等）	35
	（参考） 内訳書例（太陽光パネル、パワコン、蓄電池等）	36
14	よくあるご質問	37

1 申請の概要（詳細は3以降を参照ください）

(1) 概要

京都市内の延床面積 10m² 以上の建築物（延べ床面積 300m² 未満の戸建て住宅を除く）において、本市が定める基準量に 1kW 以上上乗せして太陽光発電設備を設置する場合が対象となります。当該太陽光発電設備に付帯する設備として、蓄電池を設置する場合は、蓄電池も補助対象となります。

建築物の種類	建築物の規模	基準量 ^{※2}
新增築建築物 既存建築物	延べ床面積10m ² 以上300m ² 未満 (300m ² 未満の戸建て住宅を除く ^{※1})	^{メガジュール} 3万 MJ
	延べ床面積 300m ² 以上 2,000m ² 未満	
	延べ床面積 2,000m ² 以上	30MJ×延べ床面積 (m²) (上限 45万 MJ)

※1 300m² 未満の戸建て住宅は対象外です。別の支援事業「[京都再エネクラブ](#)」の活用を御検討ください。

※2 3万 MJ は、太陽光発電設備では、2.7kW～3.3kW 程度に相当します。

ア 対象設備と補助金額

補助対象設備	補助額	補助上限額
① 太陽光発電設備	5万円/kW (基準量分も対象)	900万円 (その他、設備設置費用に係る上限あり)
② 蓄電池 (①に付帯する設備)	導入費用の1/3 (工事費込、税抜)	以下項目のいずれか低い額 ・設備容量に以下の価格を乗じた額 家庭用：5.1万円/kWh 業務用：6.3万円/kWh ・100万円（災害時に地域で電力を提供する場合は、上限200万円）

イ 対象期間

- 設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内であること。

建築物の種類	請負契約締結日	補助対象設備の工事着手	補助対象設備の工事完了及び実績報告
新增築時に設置	令和4年7月15日以降	令和7年度	令和8年2月28日まで ^{※1、※2}
既存建築物に設置	令和7年4月3日以降	令和7年度	令和8年2月28日まで ^{※2}

※1 新增築建築物において、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡り、令和8年4月1日から令和9年2月28日の間に完了する場合は、補助対象設備の工事着手前かつ令和8年2月28日までに事業開始承認申請を行い、令和8年度に改めて申請してください（事業開始承認をもって、交付を保證するものではありません）。

※2 令和8年3月1日から令和8年3月13日までに工事が完了する場合は、令和8年3月13日まで。

ウ 申請の流れ（令和8年2月28日までに工事が完了する場合）

① 交付申請受付期間（交付申請書を補助対象設備の工事着手前かつ以下の期間内に提出）

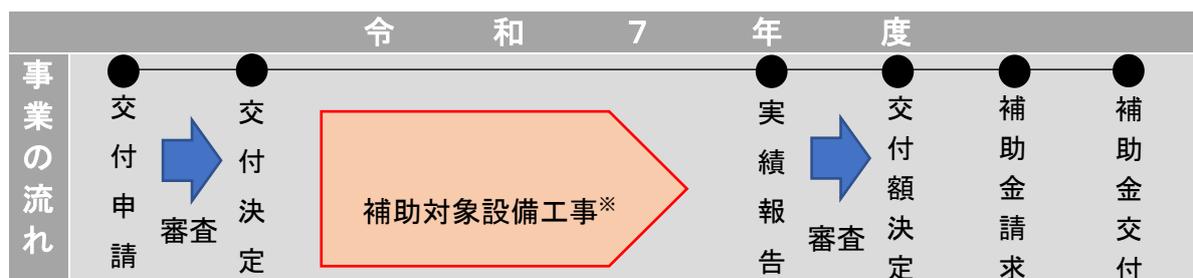
令和7年4月10日（木）～令和8年1月30日（金）

ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

② 実績報告提出期限

補助対象設備の工事完了日から60日以内又は令和8年2月28日のいずれか早い日まで

ただし、工事完了日が令和8年3月1日～令和8年3月13日の場合は、令和8年3月13日まで



※ 原則、交付決定通知後に補助対象設備工事を行っていただく必要がありますが、やむを得ない事由により、交付決定通知前に工事に着手しようとする場合は、交付申請時に、事前着手届を提出してください（交付を保証するものではありません）。

(2) 注意点

ア 補助対象設備の工事の事前着手について（(1)のとおり）

交付決定又は事業開始承認前の補助対象設備の工事着手について、交付申請書又は事業開始承認申請書提出時に事前着手届をご提出いただくことで、交付申請から交付決定、又は事業開始承認申請から事業開始承認の間に工事の着手をしていただけます（交付を保証するものではありません）。

イ 京都市から申請者へ送付する文書の押印見直しについて

令和5年4月1日から、京都市が申請者へ送付する文書（交付決定通知書、交付額決定通知書、事業開始承認通知書等）について、**押印を省略**しています。

申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。

押印を行わない文書については、電子メールにより送付いたします（申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス（共用メールアドレスの場合は、1アドレス）へご送付いたします）ので、電子メールを受信されましたら、受信した旨の簡潔なメールをご返信ください。

なお、押印を行わない代わりに、送付する文書に、文書番号、担当室の担当者の氏名、連絡先を明記いたしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

2 事業概要

(1) 補助金名

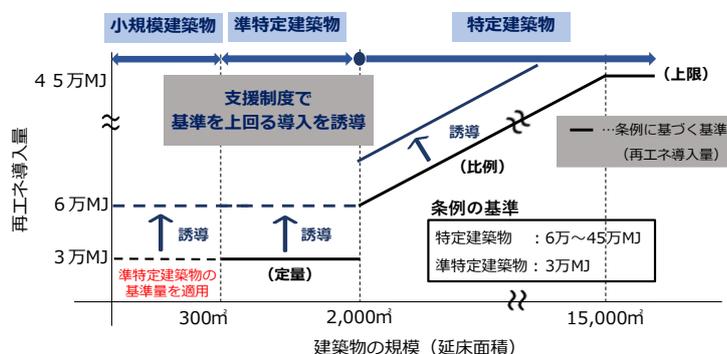
京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金

(2) 事業予算額（令和7年度）

79,265,000 円

(3) 事業内容

京都市では京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築又は増築時に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備を設置するよう義務付けています（右図及び下表参照）。



建築物の延べ床面積	再生可能エネルギー利用設備の設置に関する義務量
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満（準特定建築物）	年間 3 万 MJ 以上
2,000 m ² 以上（特定建築物）	年間【延床面積の m ² 数×30】MJ 以上 (義務量の上限は年間 45 万 MJ)

本事業は、同義務量（基準量）に 1kW 以上上乗せして太陽光発電設備を設置しようとする場合に、その設置費用（義務量分を含む）及び同設備に付帯する蓄電池の設置費用を支援します。

また、令和6年度から、既存建築物や小規模建築物（延べ床面積 300m² 未満の建築物（戸建て住宅を除く））にも支援対象を拡大し、太陽光発電設備の設置費用（基準量分を含む）及び同設備に付帯する蓄電池の設置費用を支援しています。

<上乗せ設置補助の基準量>

建築物の種類	建築物の規模	基準量※ ²
新增築建築物 既存建築物	延べ床面積10m ² 以上300m ² 未満 (戸建て住宅を除く※ ¹)	3 万 M J <small>メガジュール</small>
	延べ床面積 300m ² 以上 2,000m ² 未満	3 0 M J × 延べ床面積 (m ²) (上限 45 万 MJ)
延べ床面積 2,000m ² 以上		

※1 300m²未満の戸建て住宅は対象外です。別の支援事業「[京都再エネクラブ](#)」のご活用を検討ください。

※2 3万MJは、2.7kW～3.3kW程度に相当します。



京都再エネクラブ

(参考) 地球温暖化対策条例における新增築建築物への義務規定

・ 延床面積 10 m²以上の全ての建築物の新築等

規定項目	規定内容
再生可能エネルギーの導入・設置に関する建築士の説明等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主に対し、書面を交付して説明 ・ 設計を行った建築物の<u>工事完了後3年間、上記書面を保管</u>

・ 延床面積 300 m²以上、2,000 m²未満の建築物の新築等（準特定建築物）

規定項目	規定内容
再生可能エネルギー利用設備の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に定める基準以上の再生可能エネルギー利用設備の設置 ・ 上記設備の設置に係る<u>工事完了後、速やかに完了届を提出</u>

・ 延床面積 2,000 m²以上の建築物の新築等（特定建築物）

規定項目	届出等期限
建築物排出量削減計画書の提出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>工事着手予定日の21日前までに建築物排出量削減計画書を提出</u>* ・ <u>工事完了後速やかに完了届を提出</u> <p>※ 届出に変更が生じた場合、変更後速やかに変更届を提出</p>
地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に定める基準以上の地域産木材の利用及び再生可能エネルギー利用設備の設置 ・ <u>工事着手予定日の21日前までに地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置届出書を提出</u>* <p>※ 届出に変更が生じた場合、変更後速やかに変更届を提出（完了届は提出不要）</p>
建築物環境配慮性能の評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築環境総合性能評価システムによる評価、工事現場への評価結果の表示 ・ <u>表示後速やかに建築物環境配慮性能表示届を提出</u>* <p>※ 届出に変更が生じた場合、変更後速やかに変更届を提出（完了届は提出不要）</p>

・ 地球温暖化対策条例 URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000215806.html>

・ 設置基準と算出方法 URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172303.html>

3 補助対象の詳細について

補助対象かどうかは、主に次の2つの要件によって決まります。(1)及び(2)それぞれの要件について該当しているか、ご確認ください。

(1) 申請を行う方が、対象となるかどうか (要綱第3条)

(2) 設置する設備が、対象となるかどうか (要綱第4条)

(1) 申請を行う方は、以下の要件を満たす必要があります。(要綱第3条)

① 太陽光発電設備の補助を受ける場合

京都市内の延べ床面積10m²以上の建築物（延べ床面積300m²未満の戸建て住宅を除く）において、以下に定める基準量に1kW以上上乗せして太陽光発電設備を設置する民間事業者（PPA事業者及びリース事業者を含む）又は個人

建築物の規模	基準量 [※]
延べ床面積10m ² 以上300m ² 未満（戸建て住宅を除く）	メガジュール 3万MJ
延べ床面積300m ² 以上2,000m ² 未満	
延べ床面積2,000m ² 以上	30MJ×延べ床面積（m ² ） （上限45万MJ）

※ 3万MJは、2.7kW～3.3kW程度に相当します。

② 蓄電池の補助を受ける場合（①太陽光発電設備と同時設置のみ）

①の太陽光発電設備に付帯する設備として、蓄電池を設置する民間事業者（PPA事業者及びリース事業者を含む）又は個人

①～②の規定にかかわらず、以下に該当する者は対象としません。

- ・ 租税公課を滞納している者
- ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

③ 期間

補助対象設備の設置工事の請負契約締結日等は、以下に定めるとおりとする。

建築物の種類	補助対象設備の 工事請負契約締結日	補助対象設備 の工事着手	補助対象設備の工事完了 及び実績報告
新增築建築物	令和4年7月15日以降	令和7年度	令和8年2月28日まで ^{※1、2}
既存建築物	令和7年4月3日以降	令和7年度	令和8年2月28日まで ^{※1}

※1 令和8年3月1日から令和8年3月13日までに工事が完了する場合は、令和8年3月13日まで

※2 新增築建築物で、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡り、補助対象設備の工事が令和8年4月1日以降に完了する場合は、令和7年度の補助対象設備の工事着手前に事業開始承認申請を行い、令和8年度に改めて申請してください(事業開始承認を以て、交付を保証するものではありません)。

(2) 設置する設備は、次の①～④の要件を満たす必要があります。(要綱第4条)
 また、設置する設備ごとに、下表の要件を満たす必要があります。

- ① エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ② 各種法令等を遵守した設備であること。
- ③ 商用化され、導入実績がある設備であること（中古設備は、原則、対象外）。
- ④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

補助対象設備と設備要件

補助対象設備	主要な設備要件及び解説
太陽光発電設備	<p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>→ 自家消費した分の CO₂ 排出削減量を環境価値として他人に譲渡しないでください。</p> <p>(2) <u>固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</u></p> <p>(3) 電気事業法に定める接続供給（自己託送）を行わないこと。</p> <p>→ 補助対象設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある補助対象者が所有する建物に送電しないこと。</p> <p>(4) <u>需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上とすること。</u></p> <p>→ 一定の割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費できるか試算してください。</p>

(補足1) 非FIT/非FIPの買取り事業者

非FIT/非FIPの余剰電力の買い取りを行っている小売電気事業者をお探しの方は、以下HPをご参考ください。

[非FIT余剰電力の買取事業者について/京都府ホームページ](#)

(補足2) 太陽光発電設備の業務用、家庭用の区分例

	業務用	家庭用
用途	事務所 店舗 自治会館 集合住宅（共用部のみで自家消費）	戸建て住宅 集合住宅（各戸で自家消費）

※ 店舗兼住宅については、店舗部分を店舗用、住宅部分を家庭用と定め、全体に占める割合を面積から算出し、消費する電力量は業務用 50%以上、家庭用 30%以上自家消費できるか試算してください。全体に占める割合の算出が困難な場合には、業務用として、試算してください。

※ 新築する住宅に対象設備を設置し、同一敷地内の工場で電力を消費する場合、工場で 100%消費するのであれば、業務用として取扱います。自宅でも使用する場合は想定される用途ごとに按分してください。

(例) 需要家 A (一般家庭) と需要家 B (工場) が同一敷地内にあり、設置した PV から自営線で両方に電力供給する場合

→ 需要家 A と需要家 B の電力消費量を算出し、以下の条件を満たしてください。

$$\frac{(A \text{ の電力消費量} + B \text{ の電力消費量})}{\text{発電量}} > \frac{(A \text{ の電力消費量})}{(A \text{ の電力消費量} + B \text{ の電力消費量})} \times 0.3 + \frac{(B \text{ の電力消費量})}{(A \text{ の電力消費量} + B \text{ の電力消費量})} \times 0.5$$

(補足 3) 業務用の自家消費割合

自家消費割合が 50%に満たない場合であっても、自家消費割合が 30%以上かつ、発電した電力の 50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、自家消費割合に係る設備要件を満たしているものとみなします。

補助対象設備	主要な設備要件の解説
蓄電池	<p>(1) 本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に申請され、同時に設置されるもの → 蓄電池への単独補助は実施しておりません。 → 蓄電池が補助対象であっても、太陽光発電設備が補助対象でない場合、共に補助対象外になります。</p> <p>(2) 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 → 商用電源から蓄電池への充電は行わないようにし、日常的に再生可能エネルギーから充電した電気を利用してください。</p> <p>(3) <u>家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下 (いずれも工事費込み・税抜き)</u> の蓄電システムとなるよう努めること。 (家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上)</p>

詳細の補助要件については、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金交付要綱を御確認ください。

4 補助金額について

①太陽光発電設備、②蓄電池について補助金の交付を行います。補助額は下表のとおりです。

※補助対象設備ごとに要件がありますので、P 6、P 7をご確認ください。

	補助対象設備	補助額	補助上限額
①	太陽光発電設備	<u>5万円/kW</u> (基準量分も対象)	900万円 (その他、設備設置費用に係る上限あり)
②	蓄電池 (①に付帯する設備)	<u>導入費用の1/3</u> (工事費込、税抜)	以下項目のいずれか低い額 ・設備容量に以下の価格を乗じた額 家庭用：5.1万円/kWh 業務用：6.3万円/kWh ・100万円(災害時に地域で電力を提供する場合は、上限200万円)

(補助金の利用例)

・ 太陽光発電設備導入の場合

建築物の延べ床面積	基準量	設備 導入量	上乗せ 導入量	導入総額	上乗せ導入金額 (上限)	補助額 (上限額：900万円)
500 m ²	3kW	10kW	7kW	250万円	175万円 (250×(7/10))	50万円 (10kW×5万円)
5,000m ²	15kW	30kW	15kW	750万円	375万円 (750×(15/30))	150万円 (30kW×5万円)
10,000m ²	30kW	32kW	2kW	800万円	50万円 (800×(2/32))	50万円* (上乗せ導入金額)

※ 「容量(kW)×5万円」と「上乗せ導入金額」のいずれか低い方が補助額となります。

・ 蓄電池導入の場合(家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上)

	設備 導入量	導入総額	補助額 (導入総額× 1/3)	1kWhあたりに設けてい る上限額※による 補助上限額	補助額 (上限額：100万 円)
家庭用蓄電池	5kWh	60万円	20万円	25.8万円 (5.16万円×5kWh)	20万円
	10kWh	200万円	66.6万円	51.6万円 (5.16万円×10kWh)	51.6万円
業務用蓄電池	20kWh	240万円	80万円	126.6万円 (6.33万円×20kWh)	80万円

※ 家庭用蓄電池：5.16万円/kWh、業務用蓄電池：6.33万円/kWh

5 補助金交付スケジュール

申請や補助金の交付の流れは、補助対象設備（太陽光発電設備及び蓄電池）の工事期間によって異なり、以下のとおりです。

(1) 令和7年度に工事着手し、令和8年2月28日までに工事が完了する場合

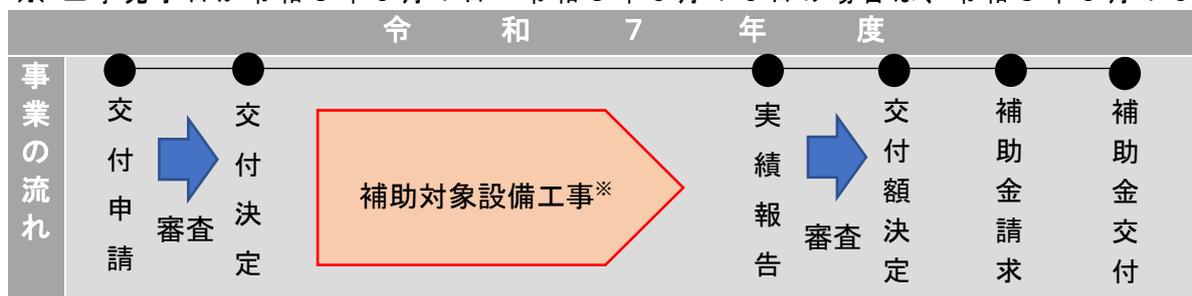
① 交付申請受付期間（補助対象設備の工事着手前に提出）

令和7年4月10日 ～ 令和8年1月30日
ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

② 実績報告提出期限

補助対象設備の工事完了日から60日以内又は令和8年2月28日※のいずれか早い日まで

※ 工事完了日が令和8年3月1日～令和8年3月13日の場合は、令和8年3月13日まで



※ 原則、交付決定通知後に補助対象設備工事を行っていただく必要がありますが、やむを得ない事由により、交付決定通知前に工事に着手しようとする場合は、交付申請時に、事前着手届を提出してください（交付を保証するものではありません）。

(2) 令和7年度に工事着手し、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに工事が完了する場合（新增築建築物で、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までがやむを得ず長期に渡る場合に限る）

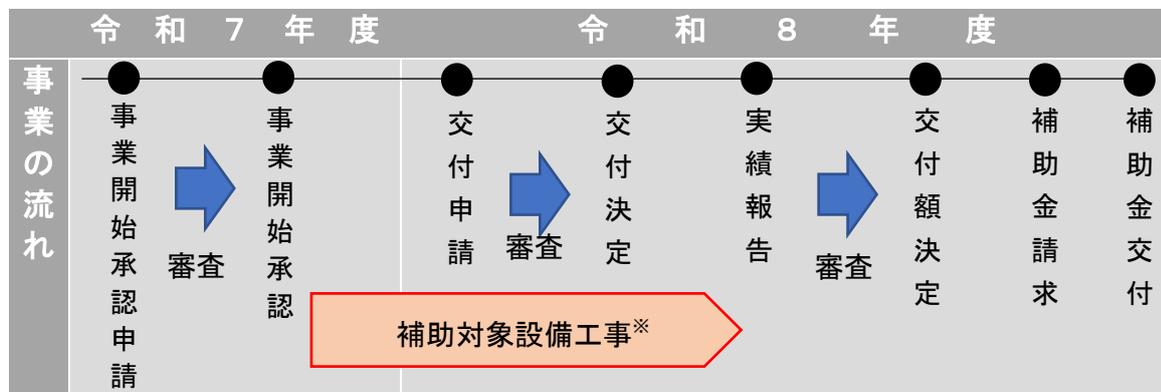
※ 令和8年度に補助金を交付することを想定していますが、交付を保証するものではありません。

① 事業開始承認申請受付期間（補助対象設備の工事着手前に提出）

令和7年4月10日 ～ 令和8年2月28日必着

② 交付申請受付期間及び実績報告提出期限

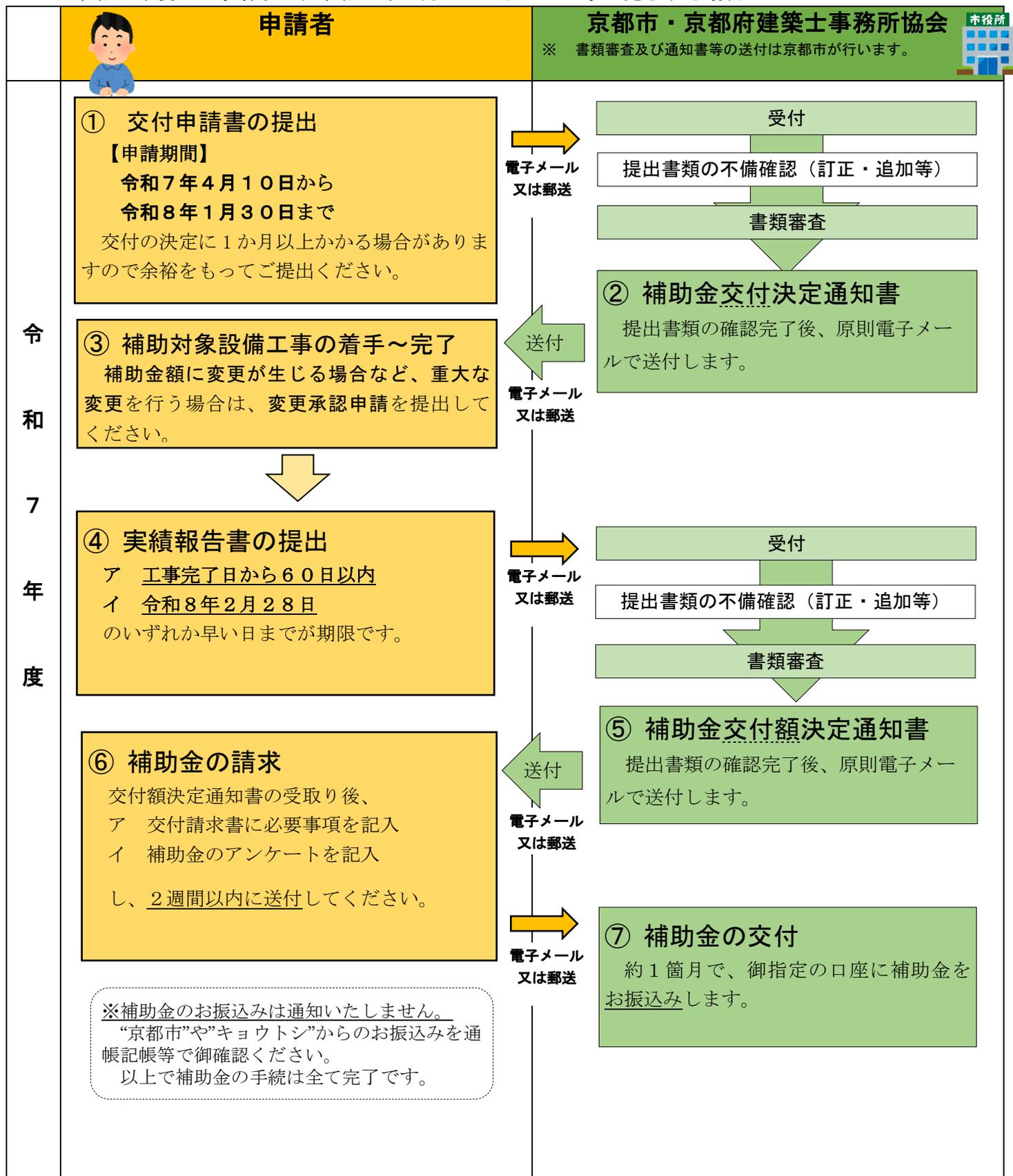
令和8年度の受付期間及び提出期限に準ずる。（令和8年度当初に決定予定です。）



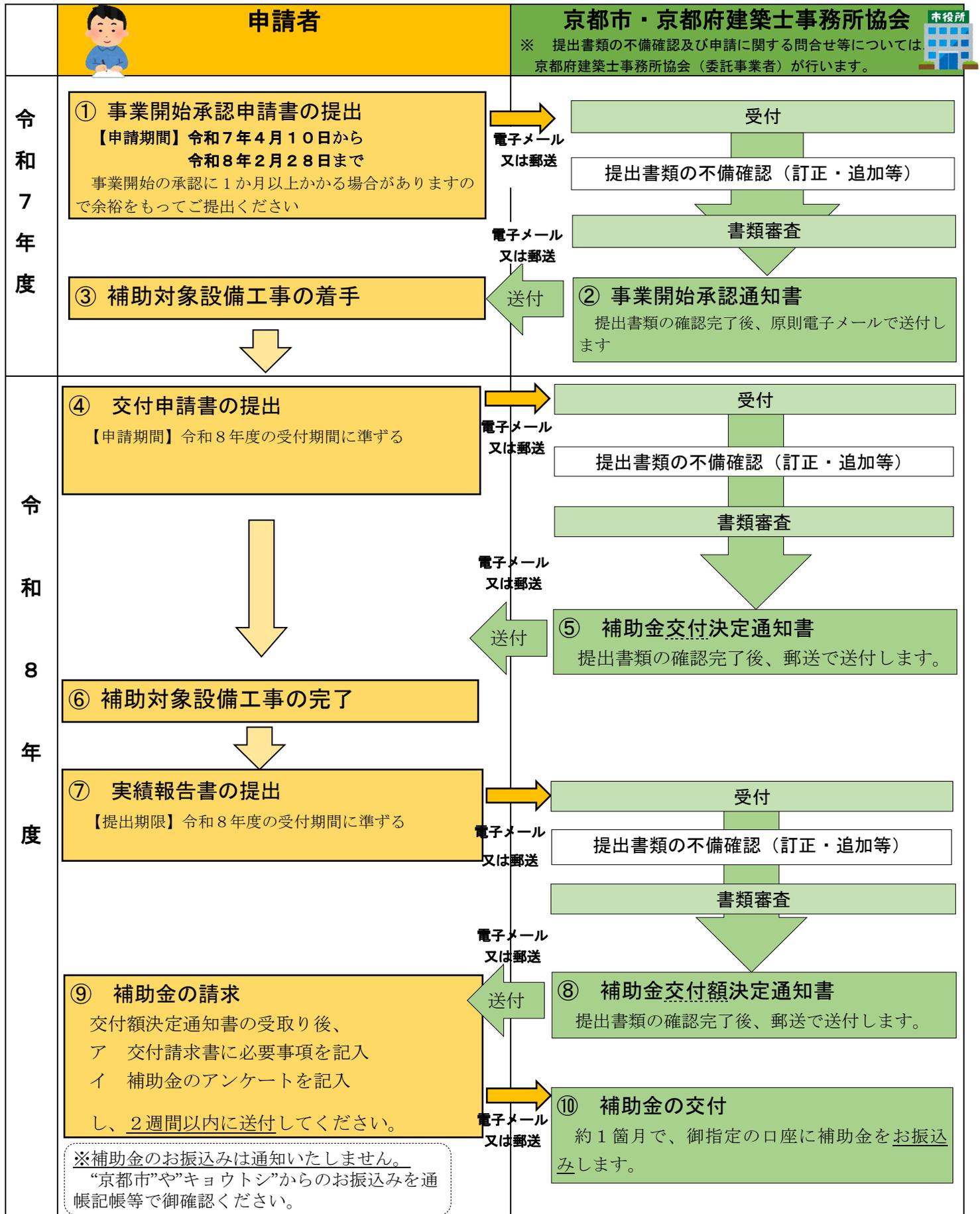
※ 原則、事業開始承認後に補助対象設備工事を行っていただく必要がありますが、やむを得ない事由により、事業開始承認前に工事に着手しようとする場合は、事業開始承認申請時に、事前着手届を提出してください（交付を保証するものではありません）。

6 補助金申請の流れ（一般的な例）

＜令和7年度に工事着手し、令和8年2月28日までに工事が完了する場合＞



＜令和7年度に工事着手し、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに工事が完了する場合＞



7 景観手続 (※ 必ず工事着手前にご確認ください。)

景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課（222-3474）又は風致保全課（222-3475）にお問い合わせください。

（受付時間：午前8時45分～11時30分、午後1時～午後3時）



景観規制等の確認方法

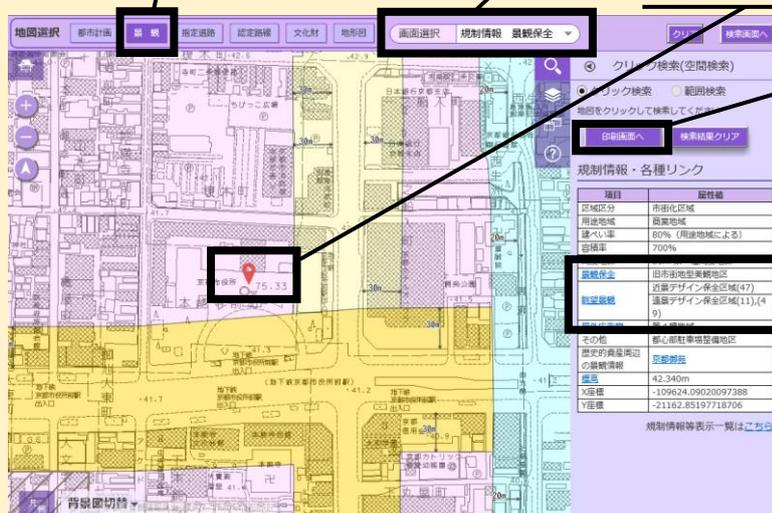
計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認できます。

＜京都市景観情報共有システムの利用の仕方＞

- ① 「京都市景観情報共有システム (<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)」にアクセス
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意する」をクリック
- ③ 「本システムのご利用方法」を確認：操作説明書をご覧ください。
- ④ 町名等を入力し、検索したい場所を特定（検索では、町名までの特定が可能です。）



- ⑤ 「地図選択 景観」をクリックし、「規制情報 景観保全」を選択して、用途地域で色分けされた地図に切り替え、申請地をクリックしてピン📍を立てます。



- ⑥ 規制情報を確認して、印刷画面に移ります。

(次ページへ)

⑦景観保全、眺望景観の欄を御確認ください。

<印刷方法>

ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷

下記の表の規制内容は、図中指定部分の都市計画決定等の内容を示しています。	
区域区分	市街化区域
用途地区	商業地域
建ぺい率	80% (用途地域による)
容積率	700%
敷地面積の最低限度	
高度地区	31m 第一種高度地区

景観保全	眺望景観	その他
旧市街地型美観地区	近景デザイン保全区域(47),(47),(47) 遠景デザイン保全区域(11),(49)	都心部駐車場整備地区

・都市計画情報は、令和元年12月6日現在のものです。
 ・この情報は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
 ・都市計画情報は、地図の精度上の誤差を含んでいます。権利や義務の発生する行為や不動産取引など各種証明、都市計画の正確な情報が必要な場合には、必ず都市計画課の窓口でご確認ください。

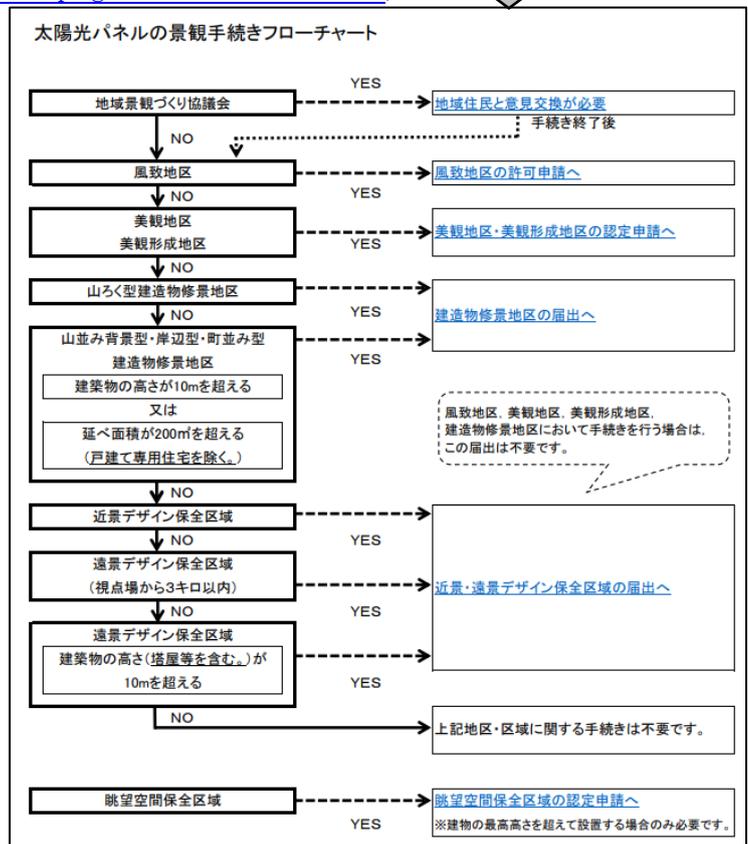
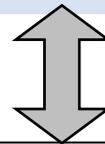
三栄大橋59

⑧ 都市景観部のホームページ

「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html>

のフローチャートと照らし合わせて、景観手続の要否を確認してください。



8 申請・問い合わせ窓口

【申請書類提出先・問合せ窓口】



○京都市環境政策局地球温暖化対策室

・受付時間：平日 9時00分～17時00分

・住所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

・電話：075-222-4555

・電子メール：ene@city.kyoto.lg.jp

(※電子メールでの申請は、添付資料の容量を10MB以内としてください)

○一般社団法人京都府建築士事務所協会

・受付時間：平日 9時00分～17時00分

・住所：〒603-8163

京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階

・電話：075-334-5277

・電子メール：eco2050@kyoto-kenchiku.com

<問合せ方法>

相談は電子メール及び電話でお受けいたします。電子メールでご相談の場合は、電話で返答させていただく可能性もありますので必ず電話番号を記載ください。

※ 原則、窓口での相談や確認は行っておりませんので御注意ください。



<申請時の注意事項>

(1) 申請書等の入手方法

「京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金」のホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000303902.html>



(2) 申請書等の受付

申請書等は原則、電子メールにより提出してください。なお、申請書等が揃っていない場合は、受付ができませんので御注意ください。

(3) 申請書等の確認と訂正

申請受付後、書類の確認を行います。後日担当者より連絡させていただきますので、必要に応じて訂正を行い、差替え書類を送付してください。

なお、一度提出された書類は返却できませんので、必ず提出前に、申請書等のコピーを取り、手元に残してください。

(4) 通知書等の押印の省略について

京都市が申請者へ送付する文書（事業開始承認通知書、交付決定通知書及び交付額決定通知書等）について、押印を省略いたします。

申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にてご送付いたしますので、申請時にお伝えください。

押印を行わない文書については、電子メールにより送付いたします（申請者が団体の場合は、複数名のメールアドレス（共用メールアドレスの場合は、1 アドレス）へご送付いたします）ので、電子メールを受信されましたら、受信した旨の簡潔なメールをご返信ください。

このチェックリストの順番に添付書類を揃えて、提出してください。

詳しい書き方は、P19以降をチェック！

9 提出書類チェックリスト

注意 全ての提出書類のサイズは、A4（又はA3を折り込む）に揃えてください。

(1) 交付申請及び事業開始承認申請

提出書類と確認事項		記入例	
ア	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式（第5条関係）） 又は事業開始承認申請書（第5号様式（第9条関係））	P20～23	
イ	<input type="checkbox"/> 交付申請書類に係るチェックリスト	—	
ウ	<input type="checkbox"/> 申請者が個人の場合	<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し （コピー可、発行後3か月以内）	—
	<input type="checkbox"/> 申請者が民間事業者の場合	<input type="checkbox"/> 現在事項又は履歴事項証明書 （コピー可、発行後3か月以内）	—
エ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 建物の用途別床面積及び所有者が分かる	—
	<input type="checkbox"/> 建築確認申請書（受付印押印済）		
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書		
	<input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの （ ）		
オ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費がわかる	—
	<input type="checkbox"/> 見積書		
	<input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの （ ）		
カ	<input type="checkbox"/> 補助対象設備に係る仕様書 又はカタログ	以下が確認できる	—
	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル		
	<input type="checkbox"/> パワーコンディショナー		
	<input type="checkbox"/> 蓄電池		
キ	<input type="checkbox"/> 付近見取図	<input type="checkbox"/> 設置場所所在地が容易に特定できる	—
	<input type="checkbox"/> 設置図（平面図等）		
ク	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の工事期間が判別できる ※複数年度工事の場合 <input type="checkbox"/> 年度ごとの内容が確認できる	P32
	<input type="checkbox"/> 予定工程表		
	<input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの （ ）		
ケ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの定格容量が本要綱に定める基準量を満たしていることが判別できる	P33
	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー算出表		
	<input type="checkbox"/> 上記算出表に代わるもの （ ）		
コ	<input type="checkbox"/> 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書 （京都市HP内の誓約書（第1号様式）を利用）	—	
<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池（4800Ah・セル未満）の場合			
サ	<input type="checkbox"/> 蓄電池のパッケージ型番が、 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I） に登録されていることがわかる書類	P31	

<input type="checkbox"/> 申請者又は対象設備使用者、設置場所所有者のいずれかが異なる場合		
シ	<input type="checkbox"/> 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書（第1号様式別紙）	—
<input type="checkbox"/> P P A又はリースの場合		
ス	<input type="checkbox"/> サービス料金又はリース料金から交付金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類	—

(2) 変更承認申請

提出書類と確認事項		記入例
ア	<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（第9号様式（第11条関係））	P23～26
イ	<input type="checkbox"/> 交付申請時からの変更内容を証明する書類 （例：見積書、契約書、カタログ及び設置図等）	—

(3) 実績報告

補助対象設備	提出書類と確認事項		記入例	
共通	ア	<input type="checkbox"/> 実績報告書（第15号様式（第13条関係））	P28～30	
	イ	<input type="checkbox"/> 第15号様式別紙	P36	
	ウ	<input type="checkbox"/> 実績報告書類に係るチェックリスト	—	
	エ	<input type="checkbox"/> 契約書の写し ※ 交付申請時に提出した場合は省略可能	—	
	オ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 契約先に補助対象経費を支払ったことが分かる	—
		<input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）		
	カ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）がわかる	P36
		<input type="checkbox"/> 請負代金内訳書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）		
	キ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる	P35
		<input type="checkbox"/> 保証書、納品書又は出荷証明書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）		
	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所又は設置位置が交付申請時から変更した場合			
	ク	【完成図】 <input type="checkbox"/> 設置図（平面図等）	<input type="checkbox"/> 補助対象設備が分かる	—
	<input type="checkbox"/> 景観の手続きが必要な場合			
	ケ	<input type="checkbox"/> 景観地区（美観地区・美観形成地区）、建造物修景地区	<input type="checkbox"/> 設置場所で景観等の手続きを行ったことが分かる	—
<input type="checkbox"/> 認定証の写し <input type="checkbox"/> 行為届副本表紙の写し <input type="checkbox"/> 風致地区の場合 <input type="checkbox"/> 許可通知書の写し <input type="checkbox"/> 許可申請書副本表紙の写し				
<input type="checkbox"/> PPA 又はリースの場合				
コ	次のいずれかの書類	<input type="checkbox"/> 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる	—	
	<input type="checkbox"/> 事業者との契約書（メンテナンス項目がある） <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）			
<input type="checkbox"/> 逆潮流防止措置を施した場合				
サ	<input type="checkbox"/> 逆潮流防止装置の仕様書等及び設置写真 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）	<input type="checkbox"/> 逆潮流防止措置を施したことが分かる	—	
太陽光発電設備	シ	<input type="checkbox"/> 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真（カラー） <input type="checkbox"/> 「パワーコンディショナ」の設置後の写真（カラー）	<input type="checkbox"/> 全体写真 <input type="checkbox"/> 銘板（仕様が確認できる） P34	

蓄電池	ス	<input type="checkbox"/> 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後の写真（カラー）	<input type="checkbox"/> 全体写真 <input type="checkbox"/> 銘板（仕様が確認できる）	—
		<input type="checkbox"/> 災害時に地域で電力を提供する場合		—
	セ	<input type="checkbox"/> 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類（写し）		—

10 交付申請書及び事業開始承認申請の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の交付申請及び事業開始承認申請の一例です。作成の際は、申請内容に応じて必要箇所に記入してください。

第1号様式（第5条関係）

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	令和7年 4月20日
所在地・住所 〒604-0000 京都府京都市エコ区 エコ町1丁目1番地1	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 京都 太郎

提出日

住民票又は現在事項証明書の住所と一致させる

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（施設等名称） 〒604-0000 エコ2区エコ町2丁目2番地2	登記事項証明書の住所と一致させる 株式会社〇〇〇〇
---	-------------------------------------

2 設置予定の補助対象設備の内容(小数点以下第1位まで記入(第1項第1号の表を参照))

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量	4.2	kW	… [Ⓐ]
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの定格容量	0	kW	既設太陽光発電設備を設置している場合のみ
設置予定の太陽電池モジュールの定格容量	10.0	kW	… [Ⓒ]

(2) 蓄電池

用途(家庭用/業務用) [※]	家庭用
蓄電容量	10.5 kWh

※ 家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上

家庭用：4800Ah・セル未満
業務用：4800Ah・セル以上

3 設置予定の補助対象設備に掛かる費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)

太陽光発電設備	2,525,200	円	… [Ⓔ]
蓄電池	1,260,000	円	… [Ⓕ]

4 他補助金の受入状況(ない場合は空白)

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合(ない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア 他補助金額	0 円 … [Ⓖ]
イ [Ⓔ] - [Ⓕ]	2,525,200 円 … [Ⓖ]

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	〇〇補助金
ア 他補助金額	200,000 円
イ $(F) - (I)$	1,060,000 円 …①

他補助金が本補助金と併用可能であるかを他補助金要綱から確認してください。

5 交付申請額 (千円未満切捨て)

計算に誤りがないか必ず確認してください。

(1) 太陽光発電設備

ア 補助率: $(C) \times 5$ 万円	500,000 円 …⑫
イ 上乗せ分の設置費用: $(E) \div (C) \times (C+B-A)$	1,464,000 円 …⑬
ウ 申請額(⑫、⑬、補助上限のいずれか少ない額)	500,000 円 …⑭

(2) 蓄電池

ア 補助率 $(F) \times 1 / 3$ (千円以下切捨て)	420,000 円 …⑮
イ 申請額(⑭、⑮、補助上限のいずれか少ない額)	420,000 円 …⑯

(3) 合計

申請額	922,000 円
-----	-----------

・家庭用: 5.16 万円 \times 設置予定の蓄電容量
 ・業務用: 6.33 万円 \times 設置予定の蓄電容量
 ・100 万円 (要件を満たした場合 200 万)

6 建築物の概要

用途別の床面積	家庭用	m ²
	業務用	800 m ²

7 補助事業により導入する太陽光発電設備の用途

補助対象設備については、再生可能エネルギー法 (平成23年法律第108号) に基づく固定価格買取制度 (FIT/FIP) の認定又はFIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得することなく、同設備により発電する電力を設置場所における消費電力の一部 (業として使用します。
(自家消費の見込)

合計が、建築確認申請書や登記事項証明書等の延べ床面積と同じになっているか確認してください。

<対象要件>

家庭用: 自家消費量/発電量=30%以上
 業務用: 自家消費量/発電量=50%以上

年間の想定発電量 (kWh) ※	11,000 kWh
年間の想定自家消費量 (kWh) ※	7,000 kWh

※既設の自家消費型太陽光発電設備がある場合は、既設太陽光発電設備の発電量及び自家消費量を含む。

(余剰電力の取り扱い) ※

<input checked="" type="checkbox"/> 逆流防止措置を講じて余剰電力を発生させない (完全自家消費)。
<input type="checkbox"/> FIT/FIPを活用せずに売電等する。(売電先 (予定) :

※ FIT/FIPを活用した売電は認められません。

売電先が全く決まっていない場合、売電先 (予定) の欄は「未定」としてください。

8 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結日 (※)	令和 7 年 6 月 10 日
工事着手予定日	令和 7 年 6 月 30 日
工事完了予定日	令和 7 年 9 月 30 日
支払完了予定日	令和 7 年 10 月 1 日

(※) 契約未締結の場合は、契約締結予定日を記入してください。

工事着手予定日が、交付申請日又は事業開始承認申請日から30日以内の場合には、事前着手届を提出してください。

9 景観手続の有無

- 規制区域内であり必要
- 規制区域内だが不要
- 規制区域外であり不要

工事完了予定日及び支払い完了日について

1. 交付申請書の場合
令和8年2月28日までの日付
2. 事業開始承認申請書の場合
令和9年2月28日までの日付

10 委任状

私は、要綱第17条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京 一郎
所在地	〒603-0000 京都府京都市〇〇区〇〇町1丁目1番地1
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	平日9時～17時

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

11 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 導入設備を、法令、条例等に適合して設置すること。
- (4) FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (5) 価格交渉等を通じて、蓄電地の導入費用（工事費込み・税抜き）が
家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下となるよう努めていること。
- (6) 補助対象設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- (7) この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- (8) 再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本市が実施する広報活動などの取組に協力すること。

12 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※ 申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	総務部 部長
	氏名	中京 太陽
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
	部署名・役職名	総務部
	氏名	下京 太一
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
	住所	〒604-0000 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合のみ記入

(2) 補助対象設備使用者の情報

※ 申請者と補助対象設備の使用者が異なる場合(PPA事業やリース事業等)は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		株式会社〇〇〇〇
代表者	職名	代表取締役
	氏名	京都 太郎
担当部署	部署名・役職名	総務部 部長
	担当者氏名	中京 太陽
	住所	〒604-0000 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇

(3) 設置場所所有者の情報

設置場所所有者が申請者と異なる場合のみ記入

※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

11 変更承認申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の変更承認申請の一例です。作成の際は、変更内容に応じて必要箇所に記入してください。

第9号様式（第11条関係）

・補助金額に変更が生じる場合など、重大な変更の場合に作成（法人の代表者名の変更など、軽微な変更は実績報告書に記載）
 ・「設置場所」を変更する場合は、『廃止承認申請書』を作成し、再度『交付申請書』を提出

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金変更承認申請書

提出日又は投函日

(宛先) 京都市長	令和7年 7月 1日
所在地・住所 〒604-0000 京都府京都市エコ区 エコ町1丁目1番地1	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 京都 太郎

京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、令和7年6月20日付けで京都市指令第〇〇号にて交付決定通知を受けた令和6年4月20日付けの交付申請内容の変更について、下記のとおり承認申請を行います。

記

1 補助対象設備の設置場所所在地（施設等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（施設等名称）	設置場所所有者名
〒604-0000 京都市エコ2区エコ町2丁目2番地2	株式会社〇〇〇〇

変更点の内容を記入。工事完了日が変更になる場合は、日付を記入。

- 2 補助対象設備
- 太陽光発電設備
 - 蓄電池
- 3 交付決定額
- 太陽光発電設備 500,000 円
 - 蓄電池 466,000 円

4 変更の内容

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 容量 10.0kW 型番 ECO-10.0E 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 容量 12.0kW 型番 ECO-10.3E

5 変更の理由

屋上のレイアウトを変更し、設置できる屋根面積が大きくなったため。

6 変更後の設置予定の補助対象設備の内容(小数点以下第1位まで記入(第2位以下切捨て))

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量	4.2 kW	…①
(既存建築物の場合) 現在設置済みの太陽電池モジュールの定格容量	0	…②
設置予定の太陽電池モジュールの定格容量	12.0 kW	…③

太陽光発電設備を既に設置している場合のみ

(2) 蓄電池

用途(家庭用/業務用)※	家庭用	…④
蓄電容量	10.5 kWh	…⑤

※ 家庭用: 4800Ah・セル未満
業務用: 4800Ah・セル以上

7 設置する対象設備に掛かる費用(消費税及び地方消費税相当額除く)

太陽光発電設備	2,828,200 円	…⑥
蓄電池	1,260,000 円	…⑦

8 他補助金の申請状況(ない場合は空白)

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は申請した場合(ない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア 他補助金額	0 円	…⑧
イ ⑥-⑧	2,828,200 円	…⑨

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	〇〇補助金	
ア 他補助金額	200,000 円	…⑩
イ ⑦-⑩	1,060,000 円	…⑪

他補助金が本補助金と併用可能であるかを他補助金要綱から確認してください。

9 変更後の交付申請額(千円未満切捨)

計算に誤りがないか必ず確認してください。

(1) 太陽光発電設備(※1)

ア $C \times 5$ 万円	600,000 円	…⑫
イ $(E \div C) \times (C + B - A)$	1,838,000 円	…⑬
ウ ⑨、⑫、⑬、補助上限のいずれか少ない額	600,000 円	…⑭

(2) 蓄電池(※2)

ア $F \times 1 / 3$ (千円未満切捨て)	420,000 円	…⑮
イ ⑪、⑮、補助上限のいずれか少ない額	420,000 円	…⑯

(3) 合計

	1,020,000 円	…⑰
--	-------------	----

・家庭用: 5.16万円×設置予定の蓄電容量
業務用: 6.33万円×設置予定の蓄電容量
・100万円(要件を満たした場合200万)

10 建築物の概要

用途別の床面積	家庭用	m ²
	業務用	800 m ²

1.1 補助事業により導入する太陽光発電設備の用途等

補助対象設備については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得することなく、同設備により発電する電力を設置場所における消費電力の一部（業務用として使用します。

<対象要件>

家庭用：自家消費量/発電量=30%以上
業務用：自家消費量/発電量=50%以上

（自家消費の見込）

年間の想定発電量 (kWh) ※	11,000 kWh
年間の想定自家消費量 (kWh) ※	7,000 kWh

※既設の自家消費型太陽光発電設備がある場合は、既設太陽光発電設備の発電量及び自家消費量を含む。

（余剰電力の取り扱い）※

<input type="checkbox"/> 逆潮流防止措置を講じて余剰電力を発生させない（完全自家消費）。
<input type="checkbox"/> FIT/FIPを活用せずに売電等する。（売電先（予定）：_____）

※ FIT/FIPを活用した売電は認められません。

売電先が全く決まっていない場合、売電先（予定）の欄は「未定」としてください。

1.2 補助対象設備の工事着手及び完了の予定日

工事着工予定日 令和 7 年 7 月 30 日

工事完了予定日 令和 7 年 11 月 30 日

支払完了予定日 令和 7 年 12 月 1 日

1.3 景観手続の有無

- 規制区域内であり必要
- 規制区域内だが不要
- 規制区域外であり不要

1.4 委任状

私は、要綱第17条に規定する変更承認申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京 一郎
所在地	〒603-0000 京都府京都市〇〇区〇〇町1丁目1番地1
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	平日9時～17時

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

1.5 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

- ※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。
- ※ 申請者が団体の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「メールアドレス」を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	総務部 部長
	氏名	中京 太陽
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
	部署名・役職名	総務部
	氏名	下京 太一
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
	住所	〒604-0000 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 補助対象設備使用者の情報

申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合のみ記入

- ※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、補助対象設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。
- ※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		株式会社〇〇〇〇
代 表 者	職名	代表取締役
	氏名	京都 太郎
担 当 部 署	部署名・役職名	総務部 部長
	担当者氏名	中京 太陽
	住所	〒604-0000 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇

(3) 設置場所所有者の情報

設置場所所有者が申請者と異なる場合のみ記入

- ※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。
- ※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

以上

12 実績報告書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の実績報告の一例です。作成の際は、実績内容に応じて必要箇所に記入してください。

第15号様式（第13条関係）

京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	令和7年12月15日
所在地・住所 〒604-0000 京都府京都市エコ区 エコ町1丁目1番地1	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 京都 太郎

提出日又は投函日

交付申請書の住所と現住所が異なる場合には、同時に住民票又は現在事項証明書を提出

補助金交付要綱第13条第1項の規定により、令和7年6月20日付けで京都市指令第〇〇号にて交付決定通知を受けた補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

交付決定通知書の右上に記載している日付、交付決定番号をそれぞれ転記

1 補助対象設備の設置場所所在地（施設）

設置場所所在地（施設等名称）	設置場所所有者名
〒604-0000 京都市エコ2区エコ町2丁目2番地2	株式会社〇〇〇〇

2 補助対象設備の内容（小数点以下1位まで記入（第2位以下切捨て））

(1) 太陽光発電設備

市が求める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量	4.2 kW	…①
(既存建築物の場合) 既設の太陽電池モジュールの定格容量	0 kW	…②
設置した太陽電池モジュールの定格容量	12.0 kW	…③

(2) 蓄電池

用途（家庭用／業務用）※	家庭用	
蓄電容量	10.5 kWh	…④

※ 家庭用：4800Ah・セル未満、業務用：4800Ah・セル以上

3 設置した対象設備に掛かった費用（消費税及び地方消費税相当額除く）

太陽光発電設備	2,828,200 円	…⑤
蓄電池	1,260,000 円	…⑥

4 他補助金の受入状況（ない場合は空白）

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合（ない場合は空白で構いません）

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア 他補助金額	0 円	…⑦
イ ⑤-⑥	2,828,200 円	…⑧

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	〇〇補助金
ア 他補助金額	200,000 円 …①
イ ⑥－①	1,060,000 円 …②

5 実績報告額 (千円未満切捨て)

(1) 太陽光発電設備

ア 補助率：③×5万円	600,000 円 …③
イ 上乗せ：(⑤÷③)×(③+④－②)	1,838,000 円 …④
ウ 申請額(⑧、③、④、補助上限のいずれか少ない額)	600,000 円 …⑤

(2) 蓄電池

ア 補助率：⑥×1/3 (千円未満切捨て)	420,000 円 …⑥
イ 申請額(②、⑥、補助上限のいずれか少ない額)	420,000 円 …⑦

(3) 合計

申請額 (⑤+⑦)	1,020,000 円
-----------	-------------

6 売電の有無 (FIT/FIPによる売電は認められません)

- 完全自家消費 (逆潮流防止措置を施したことが分かる書類を添付してください。
 FIT/FIPを活用せずに売電
(売電先 (予定) :

※ 売電される場合は、翌々年度の7月31日までに、
自家消費割合実績報告書 (第20号様式) を提出してください。

7 補助対象設備の工事着手及び完了日

工事着工日 令和 7 年 7 月 30 日
工事完了日 令和 7 年 11 月 30 日
支払完了日 令和 7 年 12 月 1 日

8 景観手続の結果

<input checked="" type="checkbox"/> 手続要	手続要の場合、手続したことが分かる書類を添付してください。
<input type="checkbox"/> 手続不要	【例】景観地区 (美観地区・美観形成地区)、建造物修景地区の場合 認定証の写し又は行為届副本の表紙の写し など 風致地区の場合 許可通知書の写し又は許可申請書副本の表紙の写し など

9 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

補助金額の変更を伴わない軽微な変更があった場合に記入し、必要に応じて変更したことを証明する書類を提出してください。

10 委任状

私は、要綱第17条に規定する実績報告手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京 一郎
所在地	〒603-0000 京都府京都市〇〇区〇〇町1丁目1番地1
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	平日9時～17時

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

以上

13 添付書類作成例

(1) 蓄電池のパッケージ型番がS I Iに登録済であることが分かる書類

現在S I Iに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人 環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。

<確認方法>

- ① [登録済製品一覧 | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス \(ZEH\) 支援事業 | SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative](#) にアクセス又は、「蓄電システム登録済製品一覧」などで検索
- ② 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択
- ③ 「S I I 登録型番 (パッケージ型番)」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索する」ボタンをクリック

蓄電システム登録済製品一覧検索

登録製品を検索できます。

※製品の詳細仕様については、各製品情報のページよりご確認ください。各製造事業者へお問い合わせください。
 ※登録製品であっても、登録日、及び交付決定通知日より前に契約・工事着工された場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

過年度の登録済製品一覧

令和4年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧
 令和5年度 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧

令和6年度の登録済製品一覧
 2024年7月31日時点

メーカー一覧から検索 | 条件を指定して検索

メーカー名 ECHONET Liteのリリースバージョン

SII登録型番 (パッケージ型番) ECHONET Lite AIF認証

製品名

検索

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力 (kW)	※1 電力変換装置 タイプ	※2 初期実効 容量 (kWh)	※3 蓄電容量 (kWh)	ECHONET Lite Release バージョン	※4 ECHONET Lite AIF認証	ホームページ お問合せ窓口
2024/7/31	エリーパワー株式会社	V2H蓄電システム パワーイエ・コネクト	EPS-60P064	6	ハイブリッド	5.4	6.4	R	有	03-6431-9044 ホームページ

対象設備の内容であることを確認

(2) 予定工程表

補助対象設備の工事期間がわかる、工事全体の工程表を準備してください。

〇〇〇 新築工事 工程表														
工期 ○月○日 ~ ○月○日														
施工 : ○〇工務店														
工事名	6月				7月				8月					
	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20
仮設工事	仮囲い・準備工事								足場					
					土留め・掘削 墨出・配筋				型枠・基礎コン					
省略	~~~~~													
電気設備工事					墨出・スリーブ				配管配線					
太陽光発電設備工事									配管・配線 パネル設置					
機械設備工事					墨出・スリーブ				配管					
									配管・配線・器具付					
									土間コン 墨出 スラブコン 墨出					
									建具工事 左官工事 建具工事 左官工事					
									屋根工事・断熱工事 天井下地					
									床・ボード貼り 内装・器具付 仕上げ					
									足場解体					
									仮囲い撤去					

対象設備の工事が記載されているか確認してください。

上記の場合には、補助対象設備の工事着工日は、11月20日となります。

(3) 再生可能エネルギー算出表

本要綱に定める基準量を満たす太陽電池モジュールの定格容量は、設置場所の傾斜角及び方位角により決まります。京都市情報館に掲載の再生可能エネルギー算出表をご利用下さい。

(URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/kanky/page/0000303902.html>)

再生可能エネルギー利用量算出基準に基づく算出表(太陽光パネル出力算出用シート)

(建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金義務量算定用) R4年12月版

緑色部分を記入

1. 再生可能エネルギーの義務量

延べ床面積(単位: m²)

① 1500

義務量(単位: MJ)

30000

2. 再生可能エネルギーの利用の量

(1)太陽光発電設備

$$E_{PY} = P_{AS} \times H_{AY} \times K \div G$$

年間発電量等 義務量

3073.7 kWh/年

3. 再生可能エネルギー利用設備の種類に応じたエネルギー量の算出

(1)太陽光発電設備

交付申請書の2(1)④の欄に、
小数点第2位以下を切り捨てた
値を転記して下さい。

P _{AS}	太陽電池モジュールの設置義務量(単位: kW)		2.86861149 ④
	P _{AS} = E _{PY} ÷ H _{AY} ÷ K × G		
H _{AY}	年間の日射量(単位: kWh/m ² ・年)		1306.7
	θ	傾斜角(モジュール又は集熱部と水平方向との角度)(単位: °)	10 ②
	γ	方位角(真南を0°とし、東西方向への回転角)(単位: °)	30 ②
K	総合設計係数		0.82
	太陽電池の種類		アモルファス系 ③
G	標準試験強度における日射強度(単位: kW/m ²)		1
E _{PY}	年間の発電量(単位: kWh/年)		3073.7

☆このシートの使い方☆

- ①建物の延べ床面積を入力
- ②太陽光パネルを設置する面の傾斜角、方位角を入力
- ③太陽パネルの材質を入力(選択式)
- ④再生可能エネルギー設置義務量(kW)が算出されます

第4条に掲げる号数	得られたエネルギー	換算係数(MJ/kWh)
(1), (4), (5), (6)	電力	9.76
(2), (3)	熱	3.6

(参考2)

太陽電池の種類	総合設計係数
結晶系	0.81
アモルファス系	0.82

別表(第3条関係)

単位: kWh/m²・日

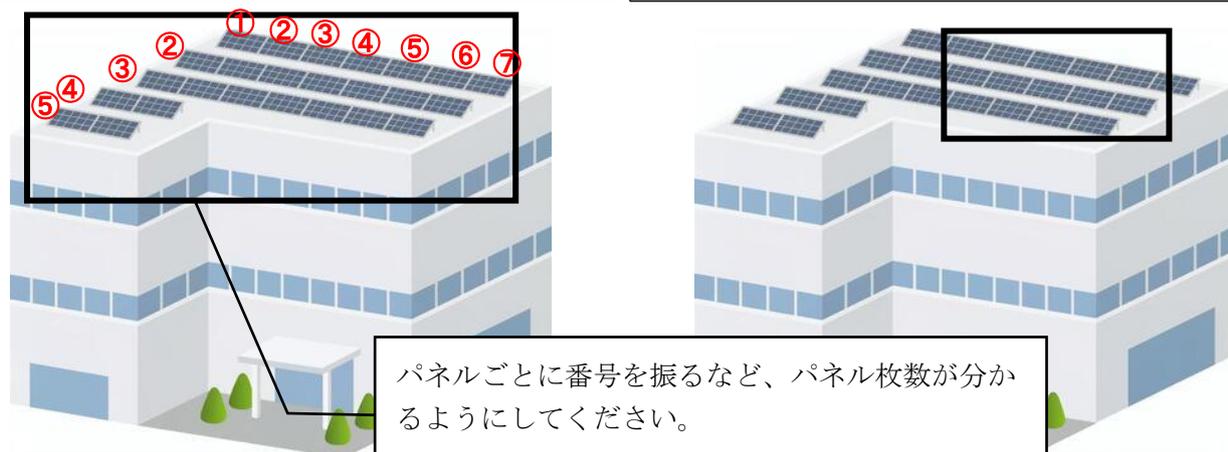
傾斜角 θ / 方位角 γ	0	10	20	30	40	50	60	90
180	3.43	3.18	2.87	2.53	2.21	1.93	1.67	1.18
150	3.43	3.21	2.94	2.64	2.34	2.06	1.81	1.31
120	3.43	3.29	3.11	2.90	2.67	2.44	2.22	1.61
90	3.43	3.40	3.32	3.20	3.05	2.87	2.66	1.96
60	3.43	3.50	3.52	3.48	3.38	3.23	3.03	2.23
30	3.43	3.58	3.66	3.67	3.61	3.47	3.28	2.38
0	3.43	3.61	3.71	3.74	3.69	3.56	3.36	2.41

(4) 太陽電池モジュールの写真
全体がわかるように撮影してください。



※ 「全ての太陽電池モジュールが写っていない」「暗くて枚数が確認できない」などの写真は不可です。

- 許容されるもの (全ての太陽電池モジュールが確認できる)
- × 不可 (全ての太陽電池モジュールが確認できない。)



(参考) 納品書例 (太陽光パネル、パワコン、蓄電池等)

以下のような補助対象設備の納品書を添付してください。

令和〇年〇月〇日

納品書

〇〇 〇〇 御中

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇
TEL: 075-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX: 075-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり納品いたしましたので、ご確認ください。

部品名	数量	単位	単価	金額
太陽電池モジュール 型番 〇〇〇〇	〇	枚		〇〇〇〇
パワーコンディショナー 型番 〇〇〇〇	1	台		〇〇〇〇
蓄電池 型番 〇〇〇〇	〇	セル		〇〇〇〇
接続箱 型番 〇〇〇〇	1	台		〇〇〇〇
付属品	1	式		〇〇〇〇
				〇〇〇〇
【小計】				〇〇〇〇
【消費税】				〇〇〇
【合計】				¥〇〇〇〇〇

～以下省略～

(参考) 内訳書例 (太陽光パネル、パワコン、蓄電池等)

契約書に「補助対象設備」の項目がない場合は、内訳明細書を添付してください。

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額 (税抜)
太陽光発電設備					
太陽電池		1	式		〇〇〇〇
架台		1	式		〇〇〇〇
パワーコンディショナー		1	台		〇〇〇〇
表示装置		1	台		〇〇〇〇
データ収集装置		1	台		〇〇〇〇
接続箱		1	式		〇〇〇〇
変換器箱		1	式		〇〇〇〇
計測機器		1	式		〇〇〇〇
付属品		1	式		〇〇〇〇
機器間ケーブル工事		1	式		〇〇〇〇
搬入費		1	式		〇〇〇〇
搬出費		1	式		〇〇〇〇
据付費		1	式		〇〇〇〇
試験調整費		1	式		〇〇〇〇
諸経費	(福利厚生費含む)	1	式		〇〇〇〇
【小計】					¥8,000,000

※内訳書に記載の内容を第 15 号様式別紙に費目ごとに分配し、転記してください。

(第 15 号様式別紙 (抜粋))

・ 太陽光発電設備

経費の区分	費目	細分	金額 (税抜)
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
機械器具費		円	
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
	合計		円

※ 各費目や各細分の詳細については、要綱の「別表第 2_2 補助対象経費」を参照ください。

14 よくあるご質問

過去にお問い合わせが多かった内容について、補助金交付までの流れに沿って記載しています。

(1) 補助対象設備の契約

- Q 1 : いつ以降に工事請負契約をしたものが、対象となりますか。
- Q 2 : 新築等の建物の契約を令和4年7月14日以前に行い、令和4年7月15日以降に補助対象設備の追加・変更契約をしましたが、対象となりますか。

(2) 交付申請書の提出

- Q 3 : 新築する建築物の工事期間が3年、補助対象設備の設置が2年後ですが、どのタイミングで交付申請をしたらいいですか。
- Q 4 : 事前申請制であることを知りませんでした。
- Q 5 : いつから補助対象設備の工事を開始してもいいですか。
- Q 6 : 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。
- Q 7 : 補助対象設備の要件
 - Q 7-① : PPA (初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する方式) は補助対象ですか。
 - Q 7-② : 太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。
 - Q 7-③ : 既存の延べ床面積300m²以上の建物に太陽光発電設備を新設する場合は、補助対象ですか。
 - Q 7-④ : 設置する太陽光発電設備が基準量と同等であり、補助対象外になる場合でも蓄電池は補助対象となりますか。
 - Q 7-⑤ : 太陽光発電設備で発電した電力を要綱に定める一定の割合以上消費することができません。
 - Q 7-⑥ : 太陽光発電設備で発電した電力の全てを自家消費できない場合、売電することは可能ですか。
 - Q 7-⑦ : 既に太陽光発電設備を設置している建築物に、追加で太陽光発電設備を設置する場合にも対象となりますか。
- Q 8 : 京都市外に本社がある企業ですが、京都市内に所有する事務所に太陽光発電設備を設置する場合、補助金の申請は可能ですか。
- Q 9 : 京都府が行う支援制度との併用は可能ですか。
- Q 10 : 他の補助金との併用は可能ですか。

(3) 交付決定通知書の受取

- Q 11 : 交付決定通知書を紙媒体で発行してもらうことは可能ですか。

(4) 変更承認申請書の提出

- Q 12 : 変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

(5) 実績報告書の提出

- Q 13 : 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

(6) その他

- Q 14 : 景観の手続きは必ず必要ですか。

(1) 補助対象設備の契約

Q 1 いつ以降に工事請負契約をしたものが、対象となりますか。

A 1 新增築建築物の場合は、令和4年7月15日以降に対象設備の設置工事の請負契約を締結している建築物が対象となります。既存建築物の場合は、令和7年4月3日以降に工事請負契約を締結したものが対象となります。

Q 2 新築等の建物の契約を令和4年7月14日以前に行い、令和4年7月15日以降に補助対象設備の追加・変更契約をしましたが、対象となりますか。

A 2 原則、令和4年7月15日以降に対象設備の設置工事の請負契約を締結している場合に対象となります。ただし、令和4年7月15日以降に補助対象設備の追加・変更契約をし、交付申請又は事業開始申請後に工事着手する場合も対象とします。

(2) 交付申請書の提出

Q 3 新築する建築物の工事期間が3年、補助対象設備の設置が2年後ですが、どのタイミングで交付申請をしたらいいですか。

A 3 建築物の工事着手前ではなく、補助対象設備の工事着手前に交付申請書を提出してください。交付決定をした補助金については、原則交付決定年度内に支払いを行う必要があります。ただし、補助対象設備の工事が2箇年に跨る場合には、補助対象設備の工事請負契約から工事完了までが長期に渡る場合に限り、初年度に事業開始承認申請を提出し、事業開始承認收受後に工事着手したうえで、次年度の交付申請受付期間に改めて交付申請し、工事完了後に実績報告書を提出してください。

Q 4 事前申請であることを知りませんでした。

A 4 補助対象設備を設置する日の30日前までに交付申請が必要であるため、設置後の申請はできません。

Q 5 いつから補助対象設備の工事を開始してもいいですか。

A 5 補助対象設備の工事は、交付申請書又は事業開始承認申請書を提出し、交付決定又は事業開始承認を受けてから開始してください。交付申請から交付決定までの期間又は事業開始承認申請から事業開始承認までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請又は事業開始承認申請時に事前着手届をご提出ください（事前着手届は、交付を保証するものではありません）。

Q 6 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A 6 申請窓口へ交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。ただし、「交付申請書の受理」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うこととなります。

Q 7-① PPA（初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する方式）は補助対象ですか。

A 7-① PPAは当補助事業の対象です。本補助金の要綱を確認し、設備を設置する建築物の所有者の同意を得たうえで申請を行ってください。

Q 7-② 太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。

A 7-② 太陽光発電設備、蓄電池それぞれに設備設置の要件、性能基準に関する要件等がありますので本補助金要綱を御確認下さい。

Q 7-③ 既存の延べ床面積300m²以上の建物に太陽光発電設備を新設する場合は、補助対象ですか。

A 7-③ 既存の延べ床面積300m²以上の建物の場合にも、本要綱に定める基準量を1kW以上超えて太陽光発電設備を設置する場合には対象となります。

Q 7-④ 設置する太陽光発電設備が基準量と同等であり、補助対象外になる場合でも蓄電池は補助対象となりますか。

A 7-④ 太陽光発電設備が補助対象外になる場合は、蓄電池も補助対象外です。

Q 7-⑤ 太陽光発電設備で発電した電力を、要綱に定める一定の割合以上消費することができません。

A 7-⑤ 補助金対象設備で発電した電力を、要綱に定める割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費できない場合には対象外となります。年間の想定発電量及び自家消費量については、専門業者に依頼するなどにより試算したうえで、交付申請書（第1号様式）をご提出ください。

また、対象設備を設置した年度の翌年度の1年間の自家消費実績について、対象設備を設置した年度の翌々年度の7月31日までに自家消費割合実績報告書（第20号様式）によりご提出ください。

Q 7-⑥ 太陽光発電設備で発電した電力の全てを自家消費できない場合、売電することは可能ですか。

A 7-⑥ 補助金対象設備で発電した電力を、要綱に定める割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費したうえで、FIT制度やFIP制度を活用せず売電することは可能です。

FIT制度やFIP制度を活用しない売電先について、京都府のHP上で紹介しているため、参考にご確認ください。

https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html

Q 7-⑦ 既に太陽光発電設備を設置している建築物に、追加で太陽光発電設備を設置する場合にも対象となりますか。

A 7-⑦ 既設の太陽光発電設備を FIT で売電しており、同系統で設置する場合は補助対象外です。

既設の太陽光発電設備が完全自家消費型で同系統に設置する、又は既設の太陽光発電設備を完全 FIT 売電しており別系統で本補助要件に即した太陽光発電設備を設置する場合で、既設の太陽光発電設備と今回設置する太陽光発電設備を合わせた設置量が、本要綱に定める基準量を 1kW 以上超える場合には、対象となります。

なお、既設の太陽光発電設備が完全自家消費の場合には、既設の太陽光発電設備も含めた全ての太陽光発電設備で発電される電力に対し、要綱に定める割合（家庭用：30%、業務用：50%）以上自家消費していただく必要があります。

Q 8 京都市外に本社がある企業ですが、京都市内に所有する事務所に太陽光発電設備を設置する場合、補助金の申請は可能ですか。

A 8 申請者の住所が京都市外であっても、京都市内の延べ床面積 10 m²以上の建物に、本要綱に定める基準量を 1kW 以上超えて太陽光発電設備を設置する場合には対象となります。

Q 9 京都府が行う支援制度との併用は可能ですか。

A 9 本補助金の要綱上、京都府の支援制度を活用した場合でも対象外にはしていませんが、京都府の補助金の要綱上、本補助金との併用を不可としている場合がありますので、京都府にご確認ください。

Q 10 他の補助金との併用は可能ですか。

A 10 可能です。ただし、他補助金が、本補助金と併用可能である場合に限りまので、他補助金要綱等により事前に確認してください。なお、本補助金要綱第 4 条第 2 号の規定により補助対象経費の額は、別の補助金の額を控除した額となりますので、申し出てください。

(3) 交付決定通知書の受取

Q 11 交付決定通知書を紙媒体で発行してもらうことは可能ですか。

A 11 可能です。申請者の事情（社内規定等）により押印が必要となる場合及び電子メールでのやり取りが困難な場合には、押印した文書を郵送にて送付いたしますので、申請時にお伝えください。

(4) 変更承認申請の提出

Q 1 2 変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

A 1 2 交付申請書の内容に重大な変更がある場合には、変更承認申請が必要です。それ以外の変更は、実績報告書の「5 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容」記載欄に変更内容を記載してください。

	変更承認申請が必要	変更承認申請が不要 (実績報告書裏面への記載で可)
基準	交付申請書に重大な変更が生じる場合	軽微な変更の場合
主な例	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備の容量が変更になった。・延べ床面積が変更になった。・型番を変更した。	<ul style="list-style-type: none">・景観の届出がいらなかったと思っていたが必要となった。・工事完了日が、変更になったが、実績報告書の受付期間内である。・法人の代表者が変更になった。・申請者の所在地・住所が変更になった。 (その他関係法令に合致しているかは適宜確認が必要です)

(注) 申請者又は設置場所を変更する場合は、変更承認申請では対応できません。廃止承認申請書で当初申請を取り下げ、改めて新規の交付申請を行ってください。

(5) 実績報告書の提出

Q 1 3 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

A 1 3 補助金をお支払いできません。実績報告書の提出期限は、令和8年2月28日(3月1日～3月13日補助対象設備工事が終わる場合は、3月13日)です。やむを得ない事情により困難な場合は、令和7年12月31日までにご相談ください。

(6) その他

Q 1 4 景観の手続きは必ず必要ですか。

A 1 4 景観の手続き(申請)の要否は、建築予定の地域によって異なります。工事の着手前に申請の要否を確認のうえ、申請を行ってください。